

中津川市教育振興基本計画

よりよいひとりだち中津川ビジョン



平成 27 年 6 月
中津川市教育委員会

序章～計画の策定にあたって～

1. 計画策定の趣旨

まちづくりの主役は市民です。多様化、複雑化する現代をたくましく生き抜き、リニアのまちを創造していく市民が育ち、活躍する中津川を築くため、生涯学習の視点に立ち、新しい時代に対応した教育の推進を図るため「中津川市教育振興基本計画」を策定するものとします。

2. 位置づけ

この計画は、中津川市総合計画（平成 27～38 年度）を上位計画とし、中津川市教育大綱を基本に、中津川市子ども読書活動推進計画（平成 24～28 年度）、中津川市スポーツ推進計画（平成 27～38 年度）、中津川市子ども・子育て支援事業計画等関係計画の基本指針となるものです。また、市有財産(施設)運用管理マスタープランをはじめとした他の計画などとの、整合を図ります。

3. 計画期間

この計画は、平成 27～38 年度までの 12 年間を計画期間とします。なお、前期 4 か年度目の平成 30 年度には、前期の取り組みの検証及び中期の平成 31 年度から 4 か年度・後期の平成 35 年度から 4 か年度の実施に向けて計画を見直します。

4. 計画の対象

この計画において「市民」とは、中津川市に住所を有する人、並びに勤務する人を、「子ども」とは、18 歳未満の人を指します。ただし、保育園、幼稚園、小中学校、並びに高等学校で実施される事業においては、在籍する園児児童生徒を指します。

5. この計画の構成

中津川市教育大綱

I. 基本構想

目指す市民像

学び、活かす市民

学び、活かす市民とは

～よく学び、じっくり考え、判断し、行動する市民～

基本方針

～目標実現に向けての中津川市の教育の方向性～

学校教育・幼児教育 生涯学習 生涯スポーツ

II. 基本施策

施策方針

～基本方針を具現化するために重点的に取り組むこと～

施策の体系

～取り組む内容を体系化したもの～

III. 施策・実施事業

～ 基本施策で分類した各事業の詳細 ～

基本施策1 「教育・生涯学習環境の整備」

主にハード面及び推進体制にかかわる環境整備

基本施策2 「教育内容・生涯学習内容の充実」

主にソフト面での条件整備及び展開事業

基本施策3 「市民が参加する教育体制の整備」

協働の社会づくり

IV. 計画のすすめ方

～計画をすすめる上での留意点・推進体制と進捗管理の視点～

I. 基本構想

1. 目ざす市民像（大綱の目ざす姿）

リニア時代の中津川市を創る市民像を

学び、活かす市民

として中津川市教育大綱の目ざす姿とします。

【現代社会を生きぬく】

インフラが充実し、世界が狭くなるグローバル化や、少子高齢化が進むなど、社会の状況は非常に変化が激しく価値観も多様になってきました。この傾向は、今後ますます加速していくと思われまます。子どもも大人もこうした時代を生きぬいていかななくてはなりません。

そのためには

【生きぬくための力】

- ・ 基礎基本を身につけ、当たり前前が当たり前前にできる力
- ・ さまざまな学習や体験を重ね、それを活かして判断、行動する力
- ・ よく調べ、理解し、自分の考えを整理して伝え、広める力

が必要となります。

【市民像】

生涯を通じた学びはこうした力を獲得するのに大切です。生涯を通じた学びによって、変化の激しい社会のなかにあっても、自分の価値観をはっきり持ち、しなやかに対応できるたくましい子どもたち（市民）が育ちます。また、学びを活かすことで、自ら手本を示し、次代を生きぬく子どもたちを育む大人になれると考えます。

リニア時代の中津川市を創る市民像を「**学び、活かす市民**」として中津川市教育大綱の目ざす姿とします。

2. 「学び、活かす市民」とは

～ よく学び、じっくり考え、判断し、行動する市民 ～

よく学び : 生涯を通じて進んで学び、自分を知り、深める

じっくり考え : 学びを活かし、他者との関わりも含めて考える

判断 : 経験を活かし、見通しを持って判断する

行動 : 自分が決めたことを、粘り強く、柔軟に実行し、働きかける

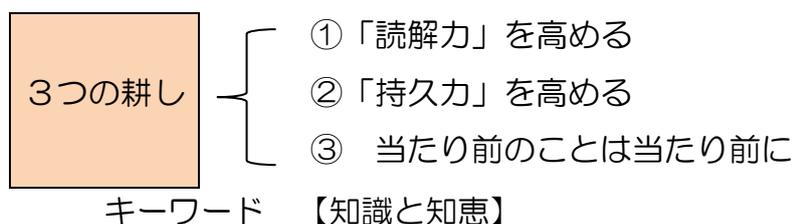
3. 基本方針

～目標実現に向けた中津川市の教育の方向性～

■学校教育・幼児教育

基礎基本の習得とたくましい子の育成 ⇒ よりよいひとりだち

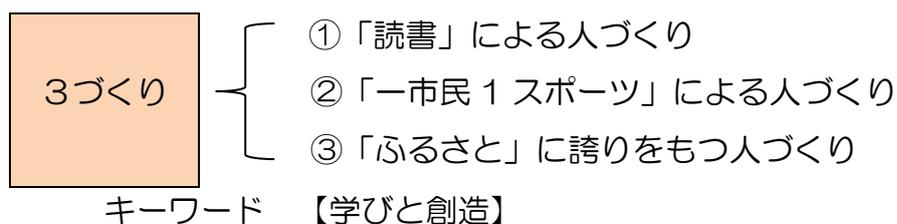
<軸となる施策> 読書活動の充実 食育と体力づくりの充実



■生涯学習

いきいきとした人づくりの実現

<軸となる施策> 市民読書の充実 スポーツの充実



Ⅱ. 基本施策

1. 施策方針

【中津川市の現状】

- ・ 南北約 49km、東西約 28km、面積約 676km²という広大な面積を持ち、この市域に 193 の教育、文化、スポーツ施設が配置されています。

【人口の推移】

- ・ 平成 22 年国勢調査では、人口は約 8 万人
- ・ 65 歳以上の高齢者人口の比率は 27.9%、5 年ごとの調査でおよそ 3 ポイントずつ上昇
- ・ 15 歳未満の年少人口の比率は 13.7%、5 年ごとの調査でおよそ 1 ポイントずつ下降となっており、年々少子高齢化が進行

項 目		平成17年	平成22年	平成26年
年齢区分 別人口	0～14歳	12,100	11,086	10,508
	15～64歳	50,751	47,053	44,215
	65歳～	21,229	22,489	23,807
	計	84,080	80,910	78,812
人口割合	0～14歳	14.4%	13.7%	13.4%
	15～64歳	60.4%	58.4%	56.3%
	65歳～	25.2%	27.9%	30.3%
	計	100.0%	100.0%	100.0%

※各年10月1日現在。

※平成17、22年は国勢調査

※平成26年は岐阜県人口動態統計による推計人口

※人口総数には「不詳」を含む(合計は合わない)

【施設】

- ・ 施設設備の整備、維持、あるいは適正な配置等について総合的に構想し、今後の社会状況の変化、人口動態に柔軟に対応し、かつ持続可能な体制を創り出す必要があります。

【気質】

- ・ 中津川市民は、一般に人情味が厚く、風土を大切にする、心情豊かな人たちといわれます。地域行事への参加意識も高く、地域や子どもたちのことを考え、自ら企画し、活動する取り組みも増えてきました。しかし、主体的に事を起こし、あるいは提案し、行動しようとするよりも、行政の動きを待つ傾向がみられます。
- ・ 一方で、行政機関もまた縦割り意識が強く、組織の横断的な連携のもとに創造的な仕事をすすめる意識に弱さが見られます。

《3つの基本施策》 ～基本方針を実現するために重点的に取り組むこと～

行政と市民、共に中津川市についてじっくり考え、積極的にまちづくりに関わっていく姿勢がさらに強化されることが望まれます。生涯学習がめざす姿を市民がしっかりとつかみ取り、自主的かつ能動的に働きかけることのできる人づくり「学び、活かす」が重要です。こうした現状を踏まえ

(1)「教育・生涯学習環境の整備」

(2)「教育内容・生涯学習内容の充実」

(3)「市民が参加する教育体制の整備」

の3つの基本施策を掲げ、具体的な取り組みへとつなげます。

(1) 教育・生涯学習環境の整備

～ 安全、安心で安定的な学習環境の整備を進めます ～

<現状と課題>

- ・ 広い市域には過大規模から過小規模の学校・園、調理場、文化・体育施設等多数の教育関連施設が分散しており、老朽化も進んでいます。今後の維持・管理、および適正配置と適正規模の確保、並びに有効活用が課題となっています。
- ・ 広い市域で生じる様々な教育的な課題、少子化、子育て不安、不安定要素のある家庭の増大等々への対応が円滑に、効果的に進められる環境整備が急がれます。

<施策の方針>

市有財産運用管理マスタープラン¹との整合性を図りつつ、「学び、活かす人づくり」が持続的に機能できる施設設備として整理、整備を進めます。

教育、子育てにおける今日的課題に対応できる環境整備を進めます。

(2) 教育内容・生涯学習内容の充実

～ 知識を身につけ、自ら学ぶ仕組みづくりを進めます ～

■ 幼児教育・学齢期の教育に関わって

<現状と課題>

- ・ 学力、体力に関わる諸調査の結果から、単発、短期、瞬発の学習や運動には長けていますが、持続、読解、持久を伴う学習や運動は苦手である傾向が顕著です。読解力、持久力を高めるための手立てが必要です。
- ・ 幼稚園、保育園から小学校に上がった際に環境の変化にとまどうなど、なじめない児童がいます。(小1プロブレム²)

<施策の方針>

「学力の向上」と「基本的な生活習慣、規範意識の定着」を図ります。

深く読み取る力、自分なりの考えを持って行動する力の育成、粘り強さと持久力を身につける教育の充実を図ります。

児童一人一人の発達を見通し、小学校教育とのつながりを考えた質の高い幼児教育・保育を展開します。

■ 生涯学習・生涯スポーツに関わって

- ・ 生涯学習、生涯スポーツに関する意識を高め、より多くの市民が学習、スポーツに親しむ風土づくりが必要です。

¹ 市域全体を見渡した市有施設の再編と効率的な運営についての基本計画。

² 小学校に入学したばかりの1年生が、(1)集団行動がとれない(2)授業中に座ってられない(3)先生の話の聞けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

- 豊かな心を培うため、家庭での教育力向上が欠かせません。現状では、家庭教育に関わる取り組みが十分とはいえません。

文化・スポーツ施設の利用者数（人）			
年度	文化ホール	公民館	スポーツ施設
平成21年度	289,192	260,850	388,014
平成22年度	299,090	266,848	346,692
平成23年度	297,447	286,642	342,573
平成24年度	319,339	262,545	374,720
平成25年度	291,501	259,332	394,571

※文化ホール：文化会館、東美濃ふれあいセンター、アートピア付知、福岡ふれあい文化センター
 ※スポーツ施設：野球場、テニスコート、プールなど

<施策の方針>

生涯にわたって学び、運動に親しむ意識を高めることで、「よく考え、判断し、行動する力」、「次世代を育成する力」の向上につなげます。

生涯学習の第一歩は「読書活動」、また生涯スポーツの第一歩は「歩くことから」を合言葉に事業を進め、生活に密着した生涯学習の基礎を培います。

さまざまな学習機会の提供と、学習成果を活かすことのできる場を設け『生涯学習社会』の実現をめざします。

(3) 市民が参加する教育体制の整備

～ 「学び、活かす人づくり」はみんなの手で進めます ～

<現状と課題>

- 地域と一体となって教育活動を企画し実行する取り組みは、まだまだ十分とはいえません。多様な経験、体験、関わりの場を生みだし、ふるさと意識を醸成するさまざまな活動を仕組むために、学校・園が一層地域に開かれ、地域と協働することが必要です。
- 組織的、自治的な活動を進めるためには、公民館活動を軸にキーパーソンの掘り起こし、育成に努め、活動を支援する体制を整備充実することが必要です。

<施策の方針>

積極的に情報を提供し、一層地域に開かれた学校、園づくりをすすめ、地域の教育力を活かします。

地域の絆を深め、教育力の向上につなげていくために、市民活動の参画を得て、人づくり、まちづくり事業を進めます。

2. 施策の体系

基本施策

基本施策を以下の3つで構成します。

基本施策1 『教育・生涯学習環境の整備』

基本施策2 『教育内容・生涯学習内容の充実』

基本施策3 『市民が参加する教育体制の整備』



Ⅲ. 施策・実施事項

この計画の推進にあたり、それぞれ、以下のような現状把握に基づき各施策を具体的に実施していきます。

基本施策 1

『教育・生涯学習環境の整備』

■よりよいひとりだちを促す学校教育環境整備

【現状・課題】

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごしながら、安心して学び生活する場です。中津川市には、小学校 19 校、中学校 12 校がありますが、学校施設の多くは、老朽化が認められています。

今後、整備には多額の費用が必要となります。緊急を要するものなど優先的なものから計画的に整備をすすめ、学校生活における児童生徒の安全確保と安心して楽しく学習できる環境整備を図る必要があります。

【方向性】

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに生活の場であり、ゆとりのある良好な環境の中で教育を受けられるよう学校環境を整備します。

【各施策の具体的実施内容】

・ 学校規模適正化事業の推進

子どもたちが適正な集団規模で教育を受けられるよう、地域の皆さんの考え方を尊重しつつ学校の統廃合や校区の変更を検討していきます。

・ 学校給食調理場の再整備

給食調理場は老朽化が進んでおり、子どもたちの健やかな成長に必要な給食を安定的に提供するため、給食調理施設の改築、あるいは再整備を図る必要があります。学校の地理的条件、運営方式等を検討し、美味しく安全安心な給食を提供できる学校給食調理場の施設整備を計画的に推進します。

・ 学校大規模改造事業の継続実施（長寿命化計画の推進）

学校施設の長寿命化やライフラインの更新などにより、建物の耐久性を高めるとともに、環境にやさしい施設や多様な学習活動が可能となる施設の整備を計画的にすすめます。

・ 学校施設営繕事業の継続実施

安全性・耐久性を確保し、良好な教育環境の維持を図るため、計画的かつ効果的な施設設備の保全に取り組みます。校舎、屋内運動場などの建築物及び、遊具についても点検を実施し、適切な整備を図ります。

・ 屋内運動場非構造部材の耐震化

学校施設は児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすため、安全性の確保は極めて重要です。平成 27 年度中に吊天井の撤去、照明器具やバスケットゴールの落下防止、合わせガラスの整備を行い非構造部材の耐震化を図ります。

・ 学校図書館の図書整備

成長期の読書活動は重要です。児童生徒が日常的に「本」に親しみ、豊かな心と読解力を育むため、学校の図書を計画的に更新し、成長過程に沿った「読みたい本」・「読ませたい本」の充実を図り読書の機会の提供に努めます。

・ 学校教育備品、設備の充実

教育内容・教育方法等の変化や今後の学校教育や情報化の進展、多様な学習内容・学習形態に対応することができるようパソコンなどの整備を継続します。

これに加えて阿木高校では総合生活科（家庭科）の実習に必要なミシン、介護ベッド等の更新、生産科学科の農業分野での基礎的な学習に必要なハウス、食品加工施設など特色ある教育のための施設を順次整備します。

・ 遠距離通学対策事業の継続実施

小学校および中学校へ通学する児童生徒のうち、遠距離通学の児童生徒に対し、通学に必要な交通費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減に取り組む通学環境対策を実施します。

・ 育英事業の継続実施

進学の見込みと能力がありながら経済的理由により修学が困難な高校生及び大学生に、修学に必要な資金を貸与し、有用な人材育成につなげます。

【目標】

学校規模適正化事業の推進	中期 坂本小学校増築 中期 福岡地区小学校統合
学校給食調理場の再整備	H27 年度整備計画を策定し、計画に基づき再整備の実施
学校図書館の図書整備	毎年度標準図書冊数の約 3%を更新
学校教育備品、設備の充実	H31 年度までにタブレット型パソコンに更新

■ 幼児教育を充実させる環境整備

【現状・課題】

少子化により、園の配置に不均衡な状況が生じています。

施設の老朽化が進んでおり、改修等による保育環境の向上が必要になっています。

年々増加傾向にある未満児を中心とした保育の受入体制の整備が急務となっています。

【方向性】

学校規模等適正化基本計画で示した望ましい幼児教育・保育の集団規模の考え方を踏まえた、統廃合・認定こども園化といった施設の適正配置をすすめます。

幼児教育・保育施設の計画的な整備、改修をすすめます。

民間との協働と役割分担のもとでの受入体制の充実を図ります。

【各施策の具体的実施内容】

・ 幼児教育施設の適正配置の推進

適正な集団規模が確保できるように、少子化傾向などの時代潮流を見据えた施設の適正配置計画を策定し、関係者の理解を得ながらすすめます。

・ 幼児教育施設の改修・維持管理

園児が安全安心に過ごせる環境を確保するため、統廃合の取り組みと整合する形で、計画的な改修と適切な維持管理に努めます。

・ 一部公立園の民営化の推進

小鳩保育園を平成 28 年度から民営化します。また、施設の適正配置計画のなかで市全体のバランスを考慮しながら、更なる民営化を検討します。

【目標】

幼児教育施設の適正配置の推進	H27 年度 施設の適正配置計画を策定し、計画に基づき実施 前期から中期 坂本幼児教育施設整備
----------------	--

■ 少子化対策・子育て支援に資する環境整備

【現状・課題】

放課後児童クラブ施設は、これまで、父母会が確保・整備をしてきたため、施設規模、設備等がまちまちの状況です。また借家などの賃貸施設や老朽化の激しい施設等が多く、施設整備に向けての課題は大きいのが現状です。

子育て支援センターは、公立保育園や児童館、にぎわいプラザなど公共施設等の活用により、5か所で運営を行っています。未設置地域では地域の公民館などへ出向き出張ひろば³を開催していますが、実施回数など不十分な状態であり、新たな拠点の開設などの対策が必要です。

発達支援センターつくしんぼの通所指導においては、利用児数がほぼ満杯状態で、今後の通所児数の推移によっては、現状の指導室では対応できない状態となります。また、重度心身障がい児への対応等も現状では不十分な状態であり、整備が求

³ 「子育て支援センター」未設置地域へ子育て支援センター職員が定期的に出向き、公民館や保育所などを活用して親子の交流の場である「ひろば」を開設するもの。

められています。さらに、発達相談、発達検査等も発達支援センターつくしんぼを会場に行われており、それらも考慮に入れた整備が必要です。

発達支援センターどんぐりでは、市北部地区（やさか⁴を含め）5教室に分散して指導が行われており、常勤の指導者が1～2名での指導となっています。

【方向性】

放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、施設の老朽化や未設置地区・校区への対応が求められているため、計画的な施設整備を行い、子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

発達支援センターの施設は、公共施設の活用や増築、統合など環境の改善をすすめます。



坂本学童放課後クラブの様子

【各施策の具体的実施内容】

・ 放課後児童クラブ施設整備

老朽化などによる施設整備の優先順位を付けて、小学校との連携、協力により余裕教室等の改修を行い、順次整備をすすめていきます。

・ 子育て支援センター施設確保

子育て親子が身近な場所で利用できるよう、未設置地域の解消に向けて、地域の公民館などでの出張ひろばの実施や公共施設での新規開設など施設確保を含めた検討を行います。

・ 発達支援センターつくしんぼ指導室の増築整備

発達支援センターつくしんぼ北側に指導室を増築し、指導の充実を図っていきます。併せて、指導用備品等の整備充実を図ります。

・ 発達支援センターどんぐりの統合

どんぐり5教室を統合し、集団指導体制を確立し、併せて指導用備品等の整備充実を図ります。

【目標】

放課後児童クラブ施設整備	平成27年度に整備計画を策定し、計画的な施設整備の実施
子育て支援センター施設確保	未設置地区への設置をすすめ、市内5カ所の子育て支援センターを、平成30年度までに、7カ所とする

⁴ 山口、坂下、川上を合わせた地域を表す。それぞれの頭文字をとって「やさか」と呼びます。

発達支援センターつくしんぼ指導室の増築整備	前期から中期 指導室の増築
発達支援センターどんぐりの統合	平成 29 年度までに 5 教室の統合

■市民の学習活動のための環境整備

【現状・課題】

生涯学習施設である公民館には、未耐震で老朽化している建物があり、安全で利用しやすい環境整備のため計画的な改修を行う必要があります。

【方向性】

近年の市民の学習ニーズに応じた設備や安全安心な環境を整え、公民館の計画的な改修をすすめます。

【各施策の具体的実施内容】

・ 公民館整備

市有財産運用管理マスタープランにもとづき、存続させる施設については耐震化をすすめ、老朽化等で改修が必要な施設は計画的に改修をすすめます。



耐震改修した蛭川公民館(蛭子座)

・ 学校開放施設⁵の充実

学校施設の夜間利用を促進するため、学校施設の環境整備を図ります。

・ 生涯学習センター整備計画構想の立案

「学び、活かす」生涯学習の場としての機能を有する複合施設の整備構想を立案します。

【目標】

公民館整備	平成 27 年度 苗木公民館を整備 前期 阿木公民館を整備
生涯学習センター整備計画構想の立案	前期 構想を立案

⁵ 学校開放は、学校教育活動に支障のない時間帯に学校施設を地域住民の文化・スポーツ活動に活用するものです。市内小中学校及び阿木高校の体育館、グラウンドなどを開放しています。

■全市民が等しく享受できる読書環境整備

【現状・課題】

市民一人ひとりが教養を深め、知的で心豊かな生活を送り、また社会に対応していく能力を身につけるために、だれでもが取り組むことができる読書活動の推進が必要です。

「子ども読書活動推進実施計画」にもとづき、市内全体の読書環境整備をすすめています。いつでも、どこでも、だれでも読みたい図書が借りられるなど行政サービスのより一層の進展が求められています。

【方向性】

情報拠点である市立図書館の機能をさらに充実し、快適な読書環境を創出するために、資料の充実や各施設のネットワーク化、資料のデジタル化などの整備を行います。また、新図書館の整備構想も立案します。

【各施策の具体的実施内容】

・ 図書館資料の充実

司書による選書のスキルの向上や利用者の声の把握に努め、市民の要求や課題解決に役立つよう図書館資料を整えます。

・ 図書館、公民館図書室のネットワークの充実

中央図書館と済美図書館、各公民館図書室のネットワークを充実させ、全市をひとつの大きな図書館として、地域格差のないサービス提供に努めます。

・ 郷土資料情報提供の推進

郷土に関する貴重な資料の収集・整理に努め、デジタル化による保存と提供をすすめます。

・ 新図書館の整備構想の立案

ソフト面の充実と利用者数の増加に伴い、現図書館の抱えているハード面での諸問題を解決するために、新図書館の整備構想の立案をすすめます。



配本で地域格差のないサービス

【目標】

図書館資料の充実	平成38年度までに市内全域の蔵書数を27万冊（H25＝25万8千冊）に整備
郷土資料情報提供の推進	平成28年度から情報発信を開始
新図書館の整備構想の立案	前期 構想を立案

■人づくり、まちづくりに活かす文化施設の再編と整備

【現状・課題】

文化芸術振興の拠点である文化施設や博物館施設が老朽化しており、整備が必要です。今後、文化会館の耐震化や休館中の青邨記念館の整備が求められています。

【方向性】

施設の統廃合を視野に入れ、安全安心な環境整備を行うとともに、美術館機能を有する施設の整備を図ります。

【各施策の具体的実施内容】

・文化施設等の統廃合の実施

博物館の運営や利用形態のあり方を分析し、施設の統廃合を進めます。

・文化施設の機能充実と耐震整備

市民の芸術・文化活動や交流の拠点として、文化会館などの文化施設を耐震化し、機能を充実するとともに、市民が利用しやすい運営に努めます。

・美術館整備

前田青邨の画業をはじめ市が輩出した美術家を紹介する施設を整備します。

【目標】

文化施設等の統廃合の実施	平成32年度までに福岡ふれあい文化センターを用途廃止。美術館建設に合わせて博物館等を統廃合
文化施設の機能充実と耐震整備	前期 文化会館耐震整備
美術館整備	前期から中期 前田青邨の顕彰機能を含む美術館整備

■スポーツ施設の効果的な運営と施設の整備

【現状・課題】

地域の人々が、さまざまな年齢・技術に応じて気軽に参加できるスポーツ環境整備が求められています。

【方向性】

利用者の立場にたった安全・安心で快適なスポーツ施設の整備を行います。また、必要な施設の効率的、持続的な運営に努めます。

【各施策の具体的実施内容】

- ・ 計画的なスポーツ施設の改修整備

施設を安全で安心して利用いただけるよう計画的に改修、修繕に取り組みます。

- ・ 各地域にウォーキング・ジョギングコースの設定

市民が身近で気軽に取り組むことの出来る生涯スポーツを推進するため、各地域でウォーキング・ジョギングコースの掘り起こしや設定を行い、スポーツを通じた健康づくりに取り組みます。

- ・ 市有財産運用管理マスタープランに基づくスポーツ施設の統廃合の実施

市民ニーズの変化への対応や効率的な運営を図るため、施設の統廃合をはじめ適切な維持管理をすすめます。

【目標】

計画的なスポーツ施設の改修整備	助成金を活用し、付知及び福岡の B&G 施設の大規模改修と他施設の計画的整備
各地域にウォーキング・ジョギングコースの設定	平成32年度までに市内の5地区でウォーキング・ジョギングコースを設定
マスタープランに基づくスポーツ施設の統廃合を実施	弓道場などスポーツ施設の再編を実施

■市の特色を活かした歴史文化資源の整備

【現状・課題】

	指定文化財								登録有形文化財
	有形	無形	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	計	
国	3	0	0	0	2	0	4	9	8
県	6	0	2	5	3	0	14	30	
市	106	1	15	0	71	5	52	250	
計	115	1	17	5	76	5	70	289	8

文化財の状況 平成27年3月31日現在

苗木城跡、東山道、中山道をはじめとする史跡や薬師如来坐像、芝居小屋、島崎藤村生誕地の隠居所などの歴史的・学術的に価値の高い重要な文化財が数多く残され、史跡等の整備は計画的に行われています。また、ふるさとの貴重な天然記念物の環境保全が求められています。

「ふるさとの宝物」である貴重な有形・無形の歴史文化遺産の保存を図り、個性豊かで魅力ある地域文化の振興に取り組むことが求められています。

【方向性】

苗木城跡及び馬籠宿に代表される中山道や街並み景観などは、市民のかけがえのない歴史的文化遺産として、地域の活性化、観光振興につなげていきます。計画的に保存整備をすすめるとともに、歴史資料等を収蔵保管できる施設の充実を図ります。

また、伝統芸能や文化活動の拠点となる芝居小屋などの施設を保存整備し、利活用をすすめます。

【各施策の具体的実施内容】

・ 苗木城跡、中山道等の指定文化財の保存整備

保存管理計画や整備基本構想等に基づき、史跡等を市民の学習活動の場、さらには観光資源として活用できるよう、その保全と整備に努めます。



上空から見た 国史跡

・ 歴史的景観の保全・活用

自然や歴史など地域の個性を活かしたまちづくりをすすめるため、歴史的景観の保全・活用という視点から文化遺産やその周辺地域の一体的な保全と整備に努めます。

・ 天然記念物の保全、環境整備

当地域に生育する希少植物で自生規模日本一のハナノキやシデコブシ、ヒトツバタゴの自生地の保全を図ります。



岩屋堂シデコブシ群生地（県指定）

・ 文化財保存施設の整備

各地域にある郷土資料館や収蔵施設の統廃合を図りながら、貴重な有形文化財の保存施設の整備に取り組み、地域に伝わる郷土資料の展示を充実します。



常盤座

・ 芝居小屋の整備、保存

「岐阜の宝もの⁶」の認定を受けている芝居小屋を観光資源として活用するため、耐震補強を含む整備をすすめ、保存に努めます。

【目標】

苗木城跡、中山道等の指定文化財の保存整備	前期 計画的に整備、活用を図り、中山道落合宿本陣を整備公開
文化財保存施設の整備	中期から後期 施設を統廃合
芝居小屋の保存、整備	中期から後期 常盤座の耐震補強実施

⁶ 岐阜県では全国に通用する県民が誇るふるさとのじまんとするものを「岐阜の宝もの」に認定しています。

基本施策 2

『教育内容・生涯学習内容の充実』

■新しい教育のしくみづくり

【現状・課題】

地方教育行政の組織及び運営に関する法改正により、平成 27 年度から市長と教育委員会が協議する総合教育会議を設置することと、市長が「教育に関する大綱」を定めることなど、市長部局と教育委員会の一層の連携を図り、市長、教育委員会がともに責任を持ちながら教育行政をすすめていくことが求められています。

【方向性】

新しい教育委員会制度を活かし、中津川市の「よりよいひとりだち」をめざす教育を充実させていきます。

市長部局との連携のもと、市民の声を教育行政に取り込んでいきます。

【各施策の具体的実施内容】

・ 総合教育会議⁷の開催

毎年定期的に総合教育会議を開催し、市長と教育委員会の意見調整をしながら教育行政をすすめます。



H27 総合教育会議

特に、予算編成に先立って総合教育会議を開くこととし、必要な教育関係予算の確保に努めます。

・ 教育委員の現地調査の実施

教育委員が学校などを訪問し、教職員からの説明や、意見交換を通じて学校の取り組み状況や課題を直接把握し、それを踏まえて子どもたちの教育に反映させます。

また、生涯学習施設についてもそこで働く職員や施設を訪れている市民の皆さんの声を聞きながら、充実した施策整備につなげていきます。

・ 事務事業点検評価の継続実施

教育委員会は、毎年、教育委員会が行う事務事業の取り組みについて点検および評価を行い、その結果を教育行政の推進に反映させます。

⁷ 市長と教育委員会で構成する会議体。地域における教育行政の指針となる大綱を策定することなどが主な協議内容。

【目標】

移動教育委員会 の継続実施	年6回開催
事務事業点検評価の継続実施	毎年4事業を評価し、ホームページで評価結果の公表

■生きぬく力を育む学校教育

【現状・課題】

学力・体力に関わる諸調査の結果から、単発・短期・瞬発の学習や運動には長けていますが、持続・読解・持久を伴う学習や運動は苦手である傾向が、特に初等教育期において強く出ています。読解力、持久力を高めるための手立てが必要です。

不登校傾向の児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒がともに増加する傾向が見られます。

教員は大量退職・大量採用の時代を迎え、今まで培われてきた学習指導や生徒指導のノウハウを次世代に上手く継承することが難しくなっています。

【方向性】

「学力の向上」と「基本的生活習慣、規範意識の定着」を図ります。

- ・深く読み取る力、自分なりの考えを持って行動する力、粘り強さを身につける教育の充実を図ります。
- ・支援の必要な児童生徒には、個別のニーズを正しく把握し、適切に支援できるような人的な充実を図ります。
- ・現状やニーズに合った研修により教員の学習指導や生徒指導のスキルアップを図ります。

【各施策の具体的実施内容】

・学力を高める授業づくり

目的をもって文章を読んだり、考え等を書いたりする学習活動を位置付けたり、知識・技能を確実に習得し、活用する時間を確保したりします。そのうえで、児童生徒の努力や成果を認め励まし、「わかった」「できた」を実感できる授業を目指します。

・体力・運動能力の向上

体育の授業や外遊び、部活動等に意図的に取りこませることにより、体力や運動能力を向上させるとともに、持久力の向上を目指します。

・食育の推進

健康や体力、充実した生活の基盤となる望ましい食習慣の形成に向けた食育を推進します。

・市指定校⁸による研究推進

研究指定校として小中学校を2年計画で指定します。そしてその成果を市内の学校に広めるため、研究発表会を開催します。

・授業力を鍛える研修事業

教員の指導力向上につながるよう、経験年数や職務等に応じた研修を行います。現状のニーズに応じた研修メニューを準備し、効果的な研修となるよう工夫します。

・学力アッププログラムの推進

家庭と学校が力を合わせ、学力アッププログラムシートを活用して、「早寝早起き朝ごはん」をはじめとした、自分のことは自分で当たり前に行える習慣づくりを進めます。学校では、授業とつながる家庭学習の内容を工夫し、家庭とともに見とどけます。

・絆プラン⁹の推進

親子の確かな絆づくりのために、読み聞かせ・親子読書など、日常的に読書に親しむ時間を確保します。園・小学校では読み聞かせ等で本に親しむ習慣づくり、小中学校では読書記録を残す取組を進め、文字や言葉に幅広く親しむ態度を養います。

・幼保小の連携推進事業

幼保小連携協議会、職員研修、幼児と児童の交流活動などについて力を合わせて行います。アプローチカリキュラム¹⁰、スタートカリキュラム¹¹、リーフレット「もうすぐ1年生」の活用を通して、園から小学校へのスムーズな成長の接続を図ります。

・命の教育の推進

幼保小中高が力を合わせて、各園・学校で命の尊さと大切さを意識した子どもを育みます。自他の存在価値を理解し、互いの人権を尊重し合い、目標をもって積極的に生きる姿勢を育てます。

・子ども自立援助事業

さまざまな問題を抱え、学校不適応や不登校になってしまった子どもを援助する体制を整えます。適応指導教室や教育相談室、個別相談アシスタントやSC（スクール・カウンセラー）、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）等の活用を通して、子どものサポートを行います。

・教育相談、特別支援教育の充実（小中学校）

子どもが安心して学校生活を送ることができるよう教育相談週間を実

⁸ 毎年数校を研究指定校とし、市の教育課題や児童生徒の実態を踏まえ、指導力の向上を図るための授業改善を行い、学力の向上を図っています。

⁹ 読み聞かせ、親子読書等を通して絆を育む読書の取組。

¹⁰ 小学校入学を直前に控えた園児用の幼児教育計画。

¹¹ 小学校入学直後の児童用の教育計画。

施します。個別の指導計画や教育支援計画をつくり、ユニバーサルデザインを意識した授業や環境づくりを進めます。

・ 特色ある教育の推進

岐阜サマーサイエンススクール（GSSS）や生徒会サミットなど多様な体験を通して判断・行動したり、自分の考えを整理して伝えたりする力を育てます。

・ 指導助手等の配置と活用

児童生徒の実態を踏まえ、基礎基本の習得のために、適切かつ効果的に指導助手や介助員などの市費臨時職員の配置をすすめます。また、市費臨時職員に対する研修を充実させ、指導力を高めます。

・ 学校司書の派遣

学校司書が各小中学校をまわり、図書館の利用や読書の指導、環境づくりの援助をすることにより、読書習慣の定着と読書の質の向上に努めます。

・ ALT¹²の派遣

小学校外国語活動、中学校英語指導において、質の高い学習環境を整えるために、英語を母語とするALTとともに、児童生徒の英語コミュニケーション能力の基礎を養います。



ALT との英語の授業

・ 基礎学力の向上（阿木高校）

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために、学び直しを充実させ、各教科のつけたい力や「わかった」「できた」を実感できる授業を目指します。



阿木高校の授業の様子

・ キャリア教育の充実（阿木高校）

生徒が卒業後、社会で自立できるよう学校設定教科科目「キャリアデザイン」で進路の選択や就職試験に向けての学習に取り組み、キャリアカウンセラーによる個々の生徒への進路支援を行います。

・ 教育相談、特別支援教育の充実（阿木高校）

生徒が安心して学校生活を送ることができるよう教育相談週間を実施します。また、定期的に臨床心理士による教育相談を行います。

【目標】

市指定校 による研究推進	毎年 4～5 校の研究発表会の実施
授業力を鍛える研修事業	目的とゴールの明確な研修（受講者評価 4.0 以上）
学力アッププログラムの推進	「早寝早起き朝ごはん」の定着率 90%以上

¹² Assistant Language Teacher の略。小中学校、幼稚園、保育園に配属している外国語指導助手。

絆プラン の推進	家庭・園・学校における一日 10 分間の読み聞かせタイム、読書タイムの設定
幼保小の連携推進事業	連携協議会年間3回以上開催 交流活動年間2回以上実施
命の教育の推進	H29 各園の命の学習の良さを市内全園へ広げ共有財産とする
子ども自立援助事業	不登校児童生徒（年間 30 日以上欠席）の国の出現率を下回る。
学校司書の派遣	学校司書9名以上の確保
ALT の派遣	ALT10 名以上の確保
教育相談、特別支援教育の充実 (阿木高校)	教育相談週間を年 3 回実施 臨床心理士による教育相談を年 17 回実施

■みんなで育つ幼児教育

【現状・課題】

幼児期は人格形成の基礎を培う時期であり、健全な心身の発達と生活の基礎基本の習得の指導を担う幼稚園教諭・保育士の資質向上が重要です。

支援を必要とする児童の増加やアレルギー体質児童への対応、親への支援など多岐にわたる知識が必要です。

幼稚園、保育園から小学校に上がった際に環境の変化にとまどい、座っていることができなかつたり、話が聞けなかつたりする児童がおり、小学校へのスムーズな適応が図れる施策の展開が必要です。

【方向性】

定期的な研修を実施するとともに、新たな知識や対応が必要となるものは専門家による指導を受けるなど、資質向上に努めます。

児童一人ひとりの発達を見通し、継続した指導による小学校教育とのつながりを考えた質の高い幼児教育・保育を展開します。

【各施策の具体的実施内容】

・ 幼稚園教諭・保育士の研修の充実

支援が必要な児童の指導計画について、講師を招いた講演会や全体研修を行います。また、保護者の子育てに対する支援やアドバイスの方法について、研究・発表会を行います。

・ 幼保小の連携推進事業

園児と児童の交流会、保育士と教員の交流会を開催します。

すべての小学校に幼保小連携協議会を設置して情報交換を行い、座って話を聞くことができる持久力を育てる指導を継続して行います。アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムを作成して、保護者とともに実施します。

・食育の推進

四季にわたり作物を育て、収穫し、料理し、食べる活動を通じた食育に取り組み、身体や健康づくり、命の大切さ・仲間と協力する喜びを学ぶ機会をつくります。

【目標】

幼稚園教諭・保育士の研修の充実	支援が必要な児童の指導計画に関する講演会や全体研修年 9 回実施 保護者への子育てに対する支援やアドバイスの方法について、研究・発表会を毎月実施
幼保小の連携推進事業	園児と児童の交流会を年 2 回以上実施 保育士と教員の交流会を年 2 回以上開催 連携協議会を年 3 回以上開催

■少子化対策・子育て支援

【現状・課題】

出生数の低下に伴い、少子化が進んでいます。また、核家族、ひとり親家庭の増加、晩婚化、就労環境など子どもや保護者を取り巻く家庭環境が大きく変わっています。育児不安を解消し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援が必要です。

発達支援センターでは、早期療育を担っていくため、各種研修等により指導員の指導力を向上させ、指導内容を充実させていく必要があります。また、児童発達支援管理責任者や障害児相談支援専門員といった資格の必要な業務があり、それらの計画的育成、配置により、今後持続可能な体制づくりを行っていく必要があります。

平成 19 年度に発達相談室を開設し、家庭生活や集団生活を送る上で困難さを抱えた子どもや、不安を持つ保護者等を対象に発達相談を実施していますが、相談件数は年々増加しています。

【方向性】

子どもを安心して生み育てることができる環境づくりをすすめるために、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的にすすめる仕組みづくりを行います。

発達支援センターでは、今後 10 年先を見通した職員の配置計画を作り、計画的に職員（指導員）育成を行っていきます。

療育関係職員研修会等様々な機会を作りながら、職員の力量アップを図っていきます。

通所指導、保育所等訪問支援事業等により指導内容、方法の充実を図っていきます。関係機関と連携を図ることにより、子どもに関する相談窓口を充実させるとともに、心身の障がいや発達の遅れを早期に発見し、途切れの無い支援を行っていきます。

【各施策の具体的実施内容】

・ 中津川市子ども・子育て会議の継続実施

毎年定期的に会議を開催し、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に示された施策の実施状況について評価し、中津川市の子育て支援策を充実させるための検討をすすめます。

・ 放課後児童クラブ¹³運営支援の継続実施及び充実

放課後児童クラブが安定的に運営していけるよう、運営費支援、運営に伴うアドバイス等の支援を継続します。施設の整備や未設置の小校区での設置に向けた支援や登録児童の増加等に対する対応などへの支援を行います。

・ 放課後の子どもの居場所を確保

(放課後児童クラブ+放課後子ども教室の一体型事業)

すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域・小学校など関係機関と連携し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体または連携した運営など計画的な整備を目指します。

放課後子ども教室	
年度	開催地区
平成22年度	下野、田瀬
平成23年度	下野、田瀬
平成24年度	下野、田瀬、高山、阿木
平成25年度	下野、田瀬、高山、阿木

※各一箇所

・ 子育て支援センター、児童館・児童センター、相談体制等の充実

子育て支援センターは、子育て親子が自由に利用できる交流の場です。子育て親子が育児不安を解消し、安心して子育てを行うために、子育て相談、育児に関する情報提供や親子の交流を行います。また、未設置地域や保育所など身近な場所での出張ひろばなどを充実していきます。



子育て支援センターでの乳幼児と中学生の交流

児童館・児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、小中学生向けの行事や、未就園児の親子を対象とした子育てセミナー、三世代交流事業¹⁴などを行います。

¹³ 就労などにより保護者が昼間家にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、父母会が運営するもの。

・利用者支援事業¹⁵の実施・相談窓口の充実

「利用者支援専門員」を育成し、子育て支援センターに配置することで、子育て家庭が気軽に子育て相談ができる体制を整え、子育て支援関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、相談窓口の充実を図ります。

・ファミリー・サポート・センター事業¹⁶の業務内容の充実

サポート会員のスキルアップのための講習会の実施による安全・安心な預かり体制の整備と、ホームページや広報などでの事業周知により利用会員の増加を図ることで、事業の充実に努めます。



ファミリーサポート事業
「お願いします」「はーい 遊ぼうね」

・障がいや発達の遅れの早期発見、早期支援

子どもの成長や発達に不安を持つ保護者や関係者が見通しを持った子育てをすることができるよう相談に応じます。

子どもの発達を把握するため、必要に応じ発達検査を実施します。

心理士等専門スタッフが園や学校を訪問し、子ども一人ひとりに応じた保育や教育の具体的な手立てを関係者と一緒に考えます。

・発達障がいの理解促進

子どもの発達と関わり方についての研修会を実施します。

・通所指導の充実

様々な研修等を通して、職員の力量アップを行い、通所指導の充実を図っていきます。

重度心身障がい児への指導を充実させていきます。

・保育所等訪問支援の充実

通所指導と併せて、保育所等訪問支援も支援の必要な児童にとって重要な指導の一つであり、各幼稚園・保育園等への周知を行い、支援の拡充を図っていきます。

・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員の計画的育成

これらの資格は、発達支援センターの維持等のために欠かせないものであり、将来を見通してその有資格者が不足しないよう計画的な育成を行っていきます。

¹⁴ 地域の大人（保護者、お年寄り等）と子どもが、一緒に参加して進める事業。

¹⁵ 子育て家庭が、個別ニーズにあわせ教育・保育施設や地域の子育て支援を選択して利用できるよう「利用者支援専門員」が、情報提供、相談、援助等を行う事業。

¹⁶ 子育ての支援を受けたい人（利用会員）と、子育ての支援を行いたい人（サポート会員）が、お互いに助けたり助けられたりする地域の相互援助活動を行う会員組織。

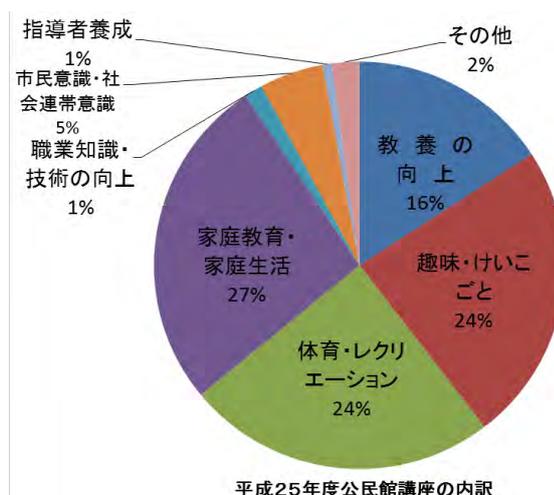
【目標】

中津川市子ども・子育て会議の継続実施	年3回以上会議を開催し、平成31年度に第2期の事業計画を策定
放課後の子どもの居場所確保のための対策の構築	平成31年度までに一体型の施設を市内2か所整備
子育て支援センター、児童館・児童センター、相談体制等の充実	子育て支援センター全館の連携による「子育てまつり」を年2回開催
利用者支援事業の実施・相談窓口の充実	子育て支援センターの機能を強化し平成28年度から利用者支援事業を実施し、相談窓口一本化の体制整備を行う
ファミリー・サポート・センター事業の業務内容の充実	サポート会員のスキルアップのための講習会を、年1回以上開催
発達障がいの理解促進	子どもの発達と関わり方についての研修会を毎年1回開催

■学び、活かす楽しい学習

【現状・課題】

講座等の開講数		
年度	公民館	博物館
平成21年度	139	72
平成22年度	112	53
平成23年度	131	43
平成24年度	134	43
平成25年度	120	47



社会や人々の価値観の変化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて、市民の学習ニーズは多様化・高度化しています。また、学習によって得た知識、技術および能力を、自己の向上にとどまらず、まちづくりに活かすことができる環境づくりが必要です。

【方向性】

市民一人ひとりが自分にあった学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の充実を図り、そこで得られた成果や培った能力が地域社会のなかで活かされる環境をつくり、地域の人材育成や活力ある地域づくりにつなげていきます。

【各施策の具体的実施内容】

- ・ 公民館で学習機会の提供、学習内容の充実
 多様な学習ニーズに対応する講座を企画するとともに、学習プログラムの充実を図ります。
- ・ 博物館等での学習機会の提供、学習内容の充実
 各館の特色を活かし、市民の郷土学習や所蔵資料を活用した学校支援を行うとともに、学習意欲にこたえるため教育普及活動の推進を図ります。
- ・ 指導者の育成、確保
 学習成果の活用場として講座等修了生を市民講師として登用をすすめ、講師としての地域人材の把握と活用を図ります。
- ・ サークル活動の支援
 サークルや団体の活動等をPRすることで、市民の活動参加の契機とするとともに、団体間の連携・協力をすすめます。



教室 「水晶のペンダントづくり」

【目標】

公民館で幅広い学習機会の提供、学習内容の充実	学習講座等を年間130講座開催
指導者の育成、確保	平成30年度までに市民講師を25名（H26=18人）に増員

■親子が幸せに育つ家庭教育

【現状・課題】

核家族化・少子化のなかで、これまで培った家庭の教育力を受け継ぐ機会が少なくなり、子育てに対し不安を抱く保護者が増加し家庭の教育力が低下傾向であると指摘されています。家庭教育の充実のためには、保護者自身の実践はもとより、社会全体で子育て中の保護者にきめ細かな支援をすすめていくことが重要です。

家庭教育支援事業			
年度	人材育成講座 (受講者数)	子育て支援教室等 (開講数)	家庭教育支援 (実施数)
平成23年度	35	13	11
平成24年度	34	14	7
平成25年度	38	14	18

※人材育成講座：子育てサポーター養成講座
 ※子育て支援教室等：乳幼児学級、ノーパディズ/パーフェクト講座
 ※家庭教育支援：ワークライフサポート、PTA支援事業



子育てサポーター養成講座

【方向性】

将来の中津川市を担う人づくりの観点から、家庭の教育力向上を目指し、子どもの年代に応じながら親に対する支援を多角的に行います。

【各施策の具体的実施内容】

- ・ 子どもの年代に応じた家庭教育の機会創出

親同士の仲間作りや親子のふれあい、子育てについて学び合う学級活動等をすすめます。

- ・ P T A活動による家庭教育推進の支援

小中学生の保護者への家庭教育に対する意識向上を図る研修活動などの事業を支援します。

- ・ 地域力による家庭教育支援の充実

家庭教育推進団体等との連携・支援、子育てボランティア等の育成を通して各地域での家庭教育をすすめます。



山口小での支援活

【目標】

P T A活動による家庭教育推進の支援	全小中学校での家庭教育支援事業の実施
地域力による家庭教育支援の充実	平成30年度まで子育てサポーターを毎年60名育成

■未来を切り拓く子どもたちの育成（青少年の健全育成）

【現状・課題】

地域連帯意識の希薄化などにより、地域社会での教育力の低下が指摘されています。地域ぐるみの青少年の見守りと、育む環境づくりがますます重要になっています。



成人式実行委員会による成人式の開催

【方向性】

「中津川市青少年健全育成推進市民会議」が中心となって、家庭・学校・地域社会が力を合わせて健全育成体制を充実します。

【各施策の具体的実施内容】

- ・ 青少年団体・指導者の育成

青少年健全育成市民大会¹⁷等での情報交換・研修をとおして青少年健全育成推進市



青少年健全育成大会

¹⁷ 各地域の青少年健全育成活動の情報交換の場とし、推奨事例を各地域に広め、青少年健全育成活動に長年精励された方を表彰し、青少年健全育成活動で課題となっている事項の研究を目的として開催している。

民会議各支部¹⁸との連携を強め、指導者育成をすすめます。

・ 相談・指導体制の充実

青少年の悩みごと相談や補導・声かけ活動¹⁹を関係機関と連携してすすめます。

・ 活動の場、活動機会の充実

三世代交流の推進、子ども会活動、交流イベント等の支援を充実します。

【目標】

活動の場、活動機会の充実	前期 市内の子ども会を60団体（H26=52団体）に増加
--------------	------------------------------

■人づくりにつながる読書活動

【現状・課題】

「市民読書基本条例」、「子ども読書活動推進計画」にもとづき、全市的な読書活動をすすめています。今後一層、関係機関と連携を深めながらさらに計画の達成度を高めていく必要があります。



図書館ミニゼミ（夢ケーキづくり）

【方向性】

読書活動をすすめることは、個人の資質や地域における知的文化水準の向上につながります。一般教養から専門分野における図書資料を整備するとともに課題解決支援サービス等を充実しながら、暮らしや文化等の情報発信に努めて、地域づくりや心豊かな人づくりに役立てていきます。

また、「市民読書基本条例」の普及に努め、「子ども読書活動推進実施計画」のソフト事業を計画的にすすめていきます。

【各施策の具体的実施内容】

・ 読書活動普及と推進

各年代が必要とする資料の提供に努めます。また、日々の暮らしのなかに読書や図書館利用が習慣化されるよう市民に対する読書啓発や資料紹介をすすめます。

¹⁸ 青少年の健全な育成を図る全市的な運動を展開し、明るく心豊かな街づくりを推進するために設けられた組織。市、教育委員会、警察等の各種関係機関が会員となり、各地区に支部(公民館が事務局)を設けている(会議には支部に所属する活動員として青少年健全育成推進員・少年補導員をおき、育成活動を推進している)。

¹⁹ 青少年の健全育成を図るため、見まわり、補導、声かけ活動を実施。がんばっている青少年には誉めるなど声かけを重点とした活動。

- ・ 講座、講演会、イベント開催

各年代を対象にした講座、講演会、イベントを開催し、図書館に親しみ、世代を超えたふれあいの企画を設けます。

- ・ レファレンスサービス²⁰の充実

職員の資質向上を図り、資料やツールを研究・整備して、調べ学習や課題解決への資料の提供、相談などのレファレンスサービスに努めます。

- ・ 子ども読書活動推進計画の実施と進捗管理

学校・家庭・地域と連携し、平成28年度末まで「子ども読書活動推進計画」を着実に実施し、毎年進捗管理を行います。

【目標】

読書活動普及と推進	平成38年度までに市内の図書館（室）の図書貸出数 35万冊（H25＝32万3千冊）を達成 平成38年度までに中央図書館の入館者数20万人（H25＝16万4千人）を達成
講座、講演会、イベント開催	毎月のミニゼミ開催と毎年のはがきコンクール、図書館まつり、絵本ジャンボリーなどのイベントを開催

■ 守り・育てる中津川の文化

【現状・課題】

多様な市民文化活動を促進し、新たな市民文化が育つ環境の充実が求められています。市内の博物館や文化施設を活用し、当地特有の歴史・文化を学び、地域で人材を育てることが求められます。

市内には地歌舞伎、文楽、能、獅子舞、花馬等の無形民俗文化財が伝承されていますが、近年の生活様式の変化や伝統芸能の担い手の高齢化、指導者不足などにより、伝統芸能そのものを保存継承していくことが困難となってきました。

【方向性】

市民にとって身近な文化・芸術活動の母体となっている各地域の文化団体の支援を行うとともに、地域の伝統文化や芸能活動の継承ができるよう、人材育成を行います。

郷土の先人や各地域の歴史文化遺産、伝統文化、芸能は市民の地域への誇りや愛着を深めていくうえで大切な資源であり、これらの資源を保存、伝承していく



市民展 展示会場(にぎわいプラザ)

²⁰ 利用者の問いに対して文献資料を提供すること。

ため、発表会活動の支援や展示会、先人顕彰などを行います。

【各施策の具体的実施内容】

・ 市民の創作活動の支援と文化に携わる人材の育成

市民展の開催により、市民の創作意欲を高め、技術の向上を図ります。また、各地区の文化協会の活動を支援し、それぞれの地域での創作活動の活性化を図ります。

地域文化の継承と、新しい文化の創造を担う人材を育成するために教室や公演等事業を支援します。

・ 子どもたちが文化を学ぶ機会や場の充実

子どもたちが次代の文化の担い手となるよう、地域や学校と連携して、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化にふれ、学ぶ機会を提供します。

・ 本物の舞台芸術鑑賞の充実

中津川市文化協会と連携して自主事業を展開し、優れた舞台芸術に触れる機会の充実と観客層の育成を図ります。

気軽に参加できる文化イベントや文化講座を開催し、生きがいづくりにつながる活動を支援します。

・ 郷土の先人顕彰事業の活用

前田青邨、熊谷守一、島崎藤村を顕彰する全国公募展を継続開催し、その業績や魅力を内外に発信していきます。

・ 伝統芸能の保存、継承、活用

伝統芸能の後継者の育成と発表の場の確保に努め、伝統文化の保護・継承に取り組みます。

・ 文化財等の展示公開と愛護意識の啓発

博物館等では市の歴史・文化の紹介に努めるとともに、落合宿本陣など歴史的建造物を活用して、歴史街道関連資料を展示、公開します。

文化財等のデジタル化による保存・公開をすすめ、文化財等情報の発信に取り組みます。

文化財等に関する講演会、市民講座、現地説明会、体験学習などを開催するとともに、冊子や映像作品などを制作し、文化財等愛護意識の啓発普及に努めます。

・ 埋蔵文化財の調査

土地開発等に伴い、滅失する恐れのある埋蔵文化財については、発掘調査を実施、記録保存し後世に遺し伝えていきます。



島崎藤村記念文芸祭表彰式



子ども歌舞伎（加子母歌舞伎保存会）

発掘調査等により出土した土器や石器などを公開、活用し、昔の人々の生活やこの地域の成り立ちや移り変わりを紹介します。

・ 郷土資料の収集、活用

古文書等郷土資料をデジタル化し公開します。

・ 博物館での調査、研究、展示事業

所蔵資料の整理・調査・保存・研究をすすめ、他には無い独自の展示、体験イベントの開催を行います。



第 21 回 「大名接待料理復元展」

【目標】

市民の創作活動の支援と文化に携わる人材の育成	平成38年度までに市民展の出品数を350点（H26=248点）に増
本物の舞台芸術鑑賞機会の充実	平成30年度までに年間5千人以上（H25=約3500人）の鑑賞者を目標に自主事業を実施
郷土の先人顕彰事業の活用	前田青邨大賞展（H27=228点）、熊谷守一大賞展（H25=593点）を3年に1度継続開催し、平成30年度までに出品数を現状から1割増
伝統芸能の保存、継承、活用	平成30年度までに義太夫、三味線弾きの後継者を育成
文化財等の展示公開と愛護意識の啓発	平成30年度までに博物館等の収蔵品を一元登録管理できるデータベースシステムを構築
郷土資料の収集、活用	平成28年度から情報発信を開始
博物館での調査、研究、展示事業	平成30年度までに博物館の入館者数を10万人（H26=7万9千人）に増

■健康で、ライフステージに応じたスポーツ

【現状・課題】

生涯にわたる豊かなスポーツライフを送ることは、健康・体づくりはもとより、仲間づくりや生きがいづくりなどに大きな意義があります。

しかし、平成25年度に調査した市の成人の週1回以上の運動実施率は31.2%にとどまっており、運動をしていない主な原因として、時間的なゆとりや機会がない、健康面での不安を自覚していない、身近に適切な施設がないという結果となっています。

【方向性】

中津川市スポーツ推進計画に基づき、市民のそれぞれのライフステージにおける

スポーツ活動の推進や、障がい者のスポーツ活動推進、総合型地域スポーツクラブの支援等、一市民1スポーツによる健康づくりに取り組みます。

子どもたちのスポーツ活動を促進し豊かな心を育む取り組みや、関係団体との連携により、スポーツに親しむ機会、触れる機会を提供し、競技スポーツでは競技力向上と人材の育成を図ります。

【各施策の具体的実施内容】

- ・市民のニーズに対応したスポーツ教室の開催

スポーツを楽しむ機会として、子どもから高齢者までさまざまなライフステージに応じたスポーツ教室の開催。

- ・「夢の教室事業²¹」の開催と「子ども金メダル事業²²」の実施

次代を担う子どもたちが自分の夢を実現する取り組みを支援し、子どもたちの自信や豊かな心を育むため、地域ぐるみで子どもたちの育成に努めます。

- ・市民参加型スポーツ大会の開催

スポーツ推進委員の協力により、市民がより参加しやすい軽スポーツ種目の紹介や普及を図ります。また、総合型地域スポーツクラブの協力による地域のコミュニティスポーツ活動への推進を図ります。

- ・障がい者スポーツの充実並びに、高齢者のスポーツ参加の支援

健康増進や生きがいづくりを目的とし、気軽に参加でき楽しみながら続けることのできる生涯スポーツ活動の推進を図ります。

- ・体育関係団体との連携と競技力の向上

体育協会や総合型地域スポーツクラブとの連携により、優秀な人材を発掘し、市内外のトップアスリートの協力を得て競技力の向上を図ります。

- ・スポーツ施設の使用料減免基準の見直し

中学生以下のスポーツ施設使用料減免内容を改正し、適正な使用方法、予約方法の見直しを行います。

- ・公民館講座²³等での普及育成事業

各地区で開催される公民館講座に、介護予防や閉じこもり防止を目的に運動機能向上のための運動、健康づくり教室の開催を推進します。

²¹ 体験談から「夢」「仲間」を考える機会をつくるため、トップアスリートから学ぶ機会を提供する。

²² 豊かな心と郷土愛を育むため、子ども金メダルを贈呈し「夢と希望」を提供する。

²³ 地域の実情に応じて実際生活に即した課題解決をはかるために皆で学ぶ集団学習である。住民の要求による学習講座と社会が必要とするために開講する学習講座などがある。

【目標】

「子ども金メダル事業」の実施	子どものやる気と自信を引き出すことを目的に、年間2回の授与式を開催
障がい者スポーツの充実並びに高齢者のスポーツ参加の支援	スポーツフェスティバルに障がい者が体験できるコーナーを3種目以上設置
スポーツ施設の使用料減免基準の見直し	平成27年度中に、中学生以下のスポーツ施設使用料の減免基準の見直し実施

基本施策3

『市民が参加する教育体制の整備』

■地域との連携による学校教育の充実

【現状・課題】

中津川市の児童生徒を取り巻く環境は充実しています。各地域のまちづくり協議会、各学校のPTA、地域の企業や団体などが、将来の中津川市を担う子どもたちに対して協力的な姿勢で大きな力を発揮しています。

一方、家庭や地域で行われていたしつけなどの教育が学校に徐々に委ねられるようになる傾向があることや、地域や各種団体が学校に過剰な期待をしてしまうことなどの課題を抱えています。

【方向性】

子どもたちのために地域の団体などの力を有効に活用し、学校の授業だけでは身につけることのできない総合力・実践力・発展的な力をつけられるように事業をすすめていきます。

一方で、地域や家庭の教育力をさらに育成していくことも必要です。

【各施策の具体的実施内容】

・移動教育委員会²⁴の継続実施

移動教育委員会を開催し、教育委員と保護者が意見を交換することで、教育現場に保護者の意見を反映させます。

・学校規模等適正化計画推進のためのまちづくり協議会との連携強化

学校は「地域の柱」であることから、学校規模等の適正化は、地域、地域事務所、教育委員会が一緒になり、「地域協議会」を作り、適正化に向けた

²⁴ 市内各地域に教育委員が出向き、地域の保護者の皆さんを中心とした参加者と教育に関する懇談をする場。中津川市独自の取り組み。

協議、検討を地域の皆さんとともに取り組みます。

・市PTA連合会活動の支援

市PTA連合会の活動に対し支援を継続します。

・生徒会サミットの継続開催

次世代を担う中学生リーダーたちに、郷土を誇りに思う気持ちを育てるとともに、課題を主体的に解決しようとする力などを育てる場として、中津川ライオンズクラブと連携し、夏休みに「生徒会サミット」を開催します。



生徒会サミットの様子

・市内 de 留学

市内の小学生が交流活動をするすることで、それぞれの小学校や地域のよさを知り、中津川市への理解を深めます。中津川一口タリークラブと連携して取り組みます。

・岐阜サマーサイエンススクール²⁵ (GSSS)

名誉市民の末松安晴博士を実行委員長として、著名な科学者の講義を聴いたり、実習を行ったりできる岐阜サマーサイエンススクールを継続して開催し、将来を担う人材育成をすすめます。

・ふるさと学習の推進

子どもたちが地域の人々と関わりながら、自分たちが住む地域の自然、伝統、産業などを学びます。地域のよさを知り、地元を愛する心を育てます。

【目標】

生徒会サミットの継続開催	サミットで話し合った宣言を各校（12校）の生徒会活動の取組に反映させる。
岐阜サマーサイエンススクール（GSSS）	外部の共催、協賛団体、組織の拡大（目標 10 団体・組織）を図る。

■地域との連携による幼児教育・子育て支援の充実

【現状・課題】

園施設の管理に地域ボランティアが支援していただいていることや、園の行事も地域とつながっているものが多くあります。少子高齢化の社会状況も踏まえて、今後地域との連携がさらに重要となります。

放課後児童クラブで児童とともに過ごす支援員（指導員）が不足していることが運営の支障になることや、利用希望があっても、開設が出来ない地域もあり、人材

²⁵ 未来を担う中学生が科学のおもしろさ、楽しさを実感し、科学への興味関心を高めることをねらいとして、夏休みに開催している合宿形式のサイエンススクール。参加者は全国各地から集まり、中津川市から全国に科学の魅力を発信しています。

確保が課題です。

放課後の子どもの安全・安心な居場所づくり、地域の中で安心して子育てができる環境が求められています。

【方向性】

地域住民を幼稚園や保育園の行事に招いたり、園児が地域行事に参加したりすることで、園児と地域住民が世代を超えて交流を深め、地域全体で子どもを育てながら、園児にとっては地域文化を学び、誇りとする意識づくりに取り組みます。

地域・学校など関係機関と協議して放課後児童対策の取り組みをすすめます。

【各施策の具体的実施内容】

・ 園児と地域住民との交流活動の推進

地域行事、伝統行事、作品展などに参加・出展し、伝統や風習に触れながら地域住民との交流を図ります。

・ 放課後児童クラブの支援員確保に向けた地域との連携

不足している放課後児童支援員を確保するため、地域の保育士、教員免許所持者などへの放課後児童クラブのPR、マッチング、ボランティアの発掘など、地域と連携してすすめていきます。

【目標】

放課後児童クラブの支援員確保に向けた地域との連携	地域との連携により、1クラブ2人以上の放課後児童支援員を確保
--------------------------	--------------------------------

■ 活力ある地域づくりの推進

【現状・課題】

学習によって得た知識、技術および能力を、まちづくりに活かすことができるしくみづくりが必要です。

「地区の総合的なまちづくりの拠点施設」として公民館の運営を行うために、地域の人材を結集し、市民活動の組織化を図っていくことが必要です。

【方向性】

人と地域のつながりが実感できるまちを目指し、公民館を拠点とした地域づくり活動や学習の充実を図り、人材育成に取り組みます。

また、公民館運営については、市民参加の運営体制づくりをすすめます。



わくわく子育てネットワークフォーラム

【各施策の具体的実施内容】

・ 学習成果が活かされる場づくり

講座等の受講生・修了生などがその学習成果を活かし地域活動等への参画ができるよう、情報や機会の提供をすすめます。

・ 地域活動のキーパーソンやコーディネーター等の人材育成

公民館等においては、人づくり・地域づくりを促進するための人材育成に関する講座等の開催をすすめます。

・ 地域主体の公民館運営

公民館の利活用の活性化を図るため地域に密着した施設である公民館を地域住民が構成する団体等での指定管理をすすめます。

・ 地域間交流及び連携活動の推進

各地域間の交流・連携を推進するため、やさか地区の取り組みを例に、共通テーマによる取り組み等をすすめます。



夏休みやさか子ども祭

【目標】

地域主体の公民館運営

平成 28 年度から公民館業務を地域の組織に委託開始

■ ボランティアの支援と協働推進

【現状・課題】

住民ニーズは多様化し、行政だけですべてのニーズに対応することは、現実的にも困難になっています。

また、学習活動で培った成果や能力を活かしたい、仲間づくりをしたい、活躍の場がほしいというボランティアからの要望に答えられていない現状があります。

ボランティア活動は、市民ニーズに対応するために、共に助け合い、地域社会を支える力として、また個々の生きがいづくりとして期待されています。



図書館サポーター養成講座

【方向性】

ボランティアの主体性を尊重し、市民の社会参加による地域の活性化やまちづくりをすすめていくため、地域において担い手の育成を行います。

また郷土学習、研究教育支援や収集した資料の活用を市民とともにすすめる「参加型博物館」等、各文化施設の事業に参加できる取組みや活躍の場の提供を推進します。

【各施策の具体的実施内容】

・ 図書館ボランティアの育成支援

図書館サポーター養成講座を継続し、市民一人ひとりの生きがいにつながる図書館ボランティア活動の環境を整えます。

・ 子育てボランティアの育成支援

子育てサポーター養成講座を継続開催し、子育て中の親へのアドバイスやサポートができる人材の育成を行います

・ 郷土資料ボランティアの育成支援

古文書などの郷土資料の調査、整理を行う調査員を育成します。

・ 史跡案内ボランティアの育成支援

リニア中央新幹線の開業に伴う観光客の増加を見据え、案内ボランティアの育成のために、公民館などで育成講座を開講します。また市民が活動できる機会を設けます。

・ スポーツボランティアの育成支援

支えるスポーツ活動として、スポーツボランティアの人材発掘、育成を支援します。

・ 博物館でのボランティアの育成支援

ボランティア団体や研究団体とともに調査・研究、教育・普及などの市民参加による博物館活動を発展・充実させます。



子育て支援講座

【目標】

図書館ボランティアの育成支援	平成30年度までに市内の全図書館（室）において養成講座を開催
子育てボランティアの育成支援	子育てサポーターを毎年30名育成
郷土資料ボランティアの育成支援	平成30年度までに古文書を読める人材の育成
史跡案内ボランティアの育成支援	平成30年度までに苗木城跡案内ボランティア（H26＝35人）を50人に増員
スポーツボランティアの育成支援	平成30年度までにスポーツボランティアを育成

■ふるさとの絆を深める事業

【現状・課題】

人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化などによって、地域コミュニティが希薄となり、ふるさとへの愛着や誇りなどが薄れ、地域の連帯感や人々の絆が弱まってきました。地域の絆を深めるため、学習活動や文化活動、スポーツ活動でふ

るさとへの愛着を育む仕組みづくりが必要です。

【方向性】

地域内のさまざまな団体や諸機関との効果的なネットワークを構築し、地域の人々がふるさとへの愛着を深め、コミュニティの活性化につながる事業を推進します。

ふるさとの自然風土、歴史、文化、産業に関する理解を深め、ふるさとに対する誇りや愛着を育む「ふるさと教育」を進め、地域の絆づくりを深めていきます。

また、スポーツ活動では、参加する喜びや人との交流から生きがいづくりにつながり、身近な場所で生涯スポーツやレクリエーションなどの活動を推進します。

【各施策の具体的実施内容】

・ ふるさとの宝の活用と継承

文化財ツアーや出張美術館などの参加型体験活動を増やし、市民が郷土の歴史や文化などふるさとの宝に直接触れる機会をつくります。

小中学校への出前講座の回数を増やし、郷土の歴史や文化などのふるさとの宝を身近にとらえ、ふるさとを知ってもらう機会をつくります。

・ 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの活動を中心とした、世代を越えた各種スポーツ事業を支援します。

・ 地域体育関係団体との連携強化

地域のスポーツ活動を通して地域の特色を活かした絆づくりにつながる取り組みをすすめます。

【目標】

ふるさとの宝の活用と継承	市民を対象とした文化財ツアー、出張美術館の開催。小中学生を対象とした人文系・科学系の出前講座を開催
総合型地域スポーツクラブの育成	総合型地域スポーツクラブの設立支援及び既存クラブへの事業拡大の支援

■国際・国内交流の推進

【現状・課題】

国際交流事業は、異なる文化を持つ人たちに接し、異なる文化への理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を身につけることが目的です。

国内交流事業については、他の自治体との文化交流などを通して、相互理解を深めるとともに、それぞれのまちの魅力や個性にふれる事業として実施しています。

【方向性】

国際交流事業は経験者のつながりを深めるとともに、ふるさとを大切にする次代のリーダーを育成するため継続します。

国内交流事業は、さまざまな社会情勢から交流規模の適正化を検討し、交流先と協議しながら、事業をすすめます。



中学生海外派遣研修：マレーシア

【各施策の具体的実施内容】

・ 国際交流活動の推進

市民国際交流事業「中学生海外派遣研修」の実施や国際交流イベントなどを実施します。

・ 姉妹・友好都市との交流推進

ブラジルレジストロ市²⁶との相互派遣交流をはじめ、国内姉妹都市²⁷との文化・観光・青少年交流を実施します。



姉妹都市レジストロ市との交流

・ 国際交流団体²⁸の育成・支援

国際交流団体の活動支援、国際交流団体との協働による青少年育成事業、国際交流イベント等の広報活動等による参加者の拡大をすすめます。

・ 在住外国人との交流等

市民国際交流事業や姉妹都市交流事業等で、在住外国人の参画等を促進し、在住外国人との交流をすすめます。

【目標】

国際交流活動の推進	中学生海外派遣研修を継続実施
姉妹・友好都市との交流推進	5年毎にレジストロ市との相互訪問交流を継続実施
国際交流団体の育成・支援	中津川青少年国際交流協会の自立支援

²⁶ かねてよりブラジルの都市と姉妹提携を模索していた時の市長の要望によりブラジル岐阜県人会の紹介をうけ、ブラジル連邦共和国サンパウロ州レジストロ市と昭和 55 年に姉妹都市提携を結んだ。

²⁷ 市町村合併以前から各地域において国内で姉妹都市提携などの自治体があり、現在も交流は引き続いて行っている。名古屋市・豊田市（稲武地区）、愛知県西尾市（旧幡豆町）、長野県小諸市・神奈川県大磯町、長崎県対馬市（旧上対馬町）。

²⁸ 中津川青少年国際交流協会などがある。

IV. 計画のすすめ方

計画の推進体制

この計画をすすめるにあたり、教育委員会事務局、文化スポーツ部はもとより、福祉、健康部門などとも連携を図りながら地域や関連団体との協働で「学び、活かす市民」の実現を目指します。

重要な取り組みについては「総合教育会議」において協議も行いながら、市長部局と教育委員会が同じ方向ですすめます。

この計画は、行政、地域社会、保護者・家庭が下記の役割、考え方をもちて全市民の計画としてすすめていくものとします。

(1) 行政の役割

環境が人をつくるといわれています。物的、人的な環境整備は、教育行政が果たすべき最も基本的な責務であり、必要レベルの整備は可能な限り早急を実現するよう努力しなければなりません。

人的環境の整備に関わっては、人材確保、人材育成が重要です。教育、保育の現場での資質向上のみならず、次代の教育を担う人材を早期から育成することも大切です。あわせて、教育系大学等との連携も積極的に図る必要があります。また、子どもたちの生活の様態や保護者のニーズの変化に柔軟に対応できる資質を持つ人材の養成、確保、配置も重要と考えます。

物的環境の整備に関わっては、今後の人口動態、市の都市計画に伴って予想される状況変化、より国際化が進む社会構造の変化等を総合的に勘案して、より適正な施設設備の整備、配置を計画的にすすめることとします。

(2) 地域社会の役割

子どもたちは、園や学校、家庭でのみ育つものではありません。地域社会の役割は極めて大切です。教育機関と保護者、地域が一体となって、未来を担う人材の育成に努めなくてはなりません。「健全な子どもは健全な大人の手によって育つ」という最も基本的な視点に立って、まず大人が自身の生きざまをもって手本を示すこと、地域全体が「よりよいひとりだち」の目指す理念を共有し、総力を挙げて育成にあたる必要があります。その為には、教育機関と地域組織、地域の人々と相互につながりを持って活動できるよう、常に開かれた関係を意識的、意図的に構築していくこととします。

(3) 保護者・家庭の役割

子育ての責任の主体はその保護者にあります。「保護者」の責務を自覚し、主体的に子育てをすすめていくことが大切です。特に、基本的な生活習慣の確立と子どもの自立、精神的なゆとりを持った親子のふれあいによる豊かな心の醸成がなされなければなりません。

また、健全な子育てには、確固とした家庭の指針が必要です。親となる責任と子どもとともに親育ちをするという自覚を持つことが必要です。

しかし、核家族化に伴い、豊富な経験値を持つ親族が身近に存在しない家庭、母子のみで孤立する家庭も多くなっており、虐待あるいはネグレクト²⁹等の問題が増大しています。このため、適切な支援、相談体制の充実は欠くことができません。支援、相談にあたっては、親としての自立を促すことが大切です。ただし、保護者に任せることが適切でない場合は、公的機関が積極的に代行する必要があります。

子育て支援に関しては、保護者の要求を何でも受け入れ、保護者のなすべきことを代行することは真の子育て支援とはならないことを自覚しなくてはなりません。

計画の進行管理

この計画は12年の計画期間を4年ずつ前期、中期、後期に分けて見直していくこととします。

また、毎年、各施策の中から抽出した事業について教育評価委員会による「点検・評価」を行い、常に見直しを行いながら社会情勢の変化などにも対応していくこととします。

²⁹ 英語のNeglectの「怠慢・粗略」「無視・軽視」から生まれた用法であるが、ここでは、児童虐待の一つのことをいい、育児の放棄や育児の怠慢のこと。